

事務連絡第 2 2 号
平成 2 年 7 月 3 1 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局補償課長

労働者災害補償保険法施行規則第 1 4 条の 4 に規定する「労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと」の認定に関する労働省労働基準局長の定める基準の施行について

標記については、平成 2 年 7 月 3 1 日付け基発第 4 8 6 号(以下「4 8 6 号通達」という。)により通達したところであるが、これが運用に当たっては、当分の間、下記の事項に留意のうえ、事務処理に慰漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨について

死亡労働者とその遺族が同居している場合は、一般的に死亡労働者の収入が当該遺族の消費生活の全部又は一部を維持していたものと考えられることから、それぞれが家計を別に行っている場合等生計依存関係がないことが明らかに認められないのほかは、生計依存関係のあるものとして取り扱ってきたところである(昭和 4 1 年 1 0 月 2 2 日付け基発第 1 1 0 8 号通達参照。)。

しかしながら、いわゆる三世同居の孫と祖父母の場合等にあつては、死亡労働者の収入の一部が孫又は祖父母といった遺族のために使われていたとしても、それは、ほとんどの場合軽微なものであつて、通常、生計維持関係にあつたと認めることは適当でない場合がほとんどであると考えられる。

言い換えれば、一般的に、より直接的に遺族を扶養すべき立場にある者(いわゆる「中間世代」等)に相応の収入があれば、その者が、孫、祖父母又は兄弟姉妹といった遺族の消費生活のほとんどを維持していることが通常であると考えられる。

そこで、4 8 6 号通達の記の 2 においては、一般的に扶養すべき立場にある者に相応の収

入がある場合にあっては、原則として、孫、祖父母又は兄弟姉妹である遺族と死亡労働者の間の生計維持関係を認めないこととしたものである。

なお、486号通達記の2の(1)については、今回、その趣旨を明確にするため文言の整理を行ったものであり、その取扱いについて、従来と特段の変更はないものである。

2 486号通達の運用について

486号通達の運用に当たっては、次の点に留意すること。

イ 486号通達記の2の(2)の「一般的に当該収入によって当該遺族の消費生活のほとんどを維持し得ると認められる程度の収入」は、死亡労働者の死亡した日における年齢階層別最高限度額の最高額の365倍に相当する額(平成2年8月から平成3年7月までの間に死亡した場合は、770万5,880円)とすること(当該遺族が死亡労働者と同居していたその孫、祖父母、又は兄弟姉妹であり、当該遺族の1親等の血族であって労働者の死亡の当時において当該遺族と同居している者が複数存するとき、その中で死亡労働者にとっても1親等である血族の収入(当該血族と同居している当該血族の配偶者の収入を含む。)に限る(別添参照)。)。

なお、この場合の収入とは、臨時的、例外的なものを除くものとし、給与所得者にあっては給与所得控除後の額とし、それ以外の事業所得者等にあっては、必要経費を控除した後の額とすること。

また、この収入の確認は、当該死亡労働者の死亡の属する年の前年(前年における収入に係るものが得がたい場合は前々年)の源泉徴収票、所得証明書、給与明細書、給与簿又は確定申告書の控の写を提出させることにより判断すること。

ロ 上記イにより死亡労働者の死亡した日における年齢階層別最高限度額の最高額の365倍に相当する額未満の収入を得ている場合は、従来どおり、原則として、当該遺族と死亡労働者の間の生計依存関係を認めて差しつかえないこと。

ハ 死亡労働者の死亡した日における年齢階層別最高限度額の最高額の365倍に相当する額以上の収入がある場合であっても、死亡労働者の収入により、現実に当該遺族が生計を維持されていたと認められる場合、その他486号通達及び本内かんにより難しい場合は、本省にりん伺すること。